

第  
4900  
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 1月14日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 平成26年3月に支払う4月分の賃料

**Q**：平成26年4月から消費税率が上がりますが、賃料を前払いする契約になっていますので3月に4月分の賃料を払います。この場合はどのように取り扱ったらいいのですか？

**A**：次のような取扱いになります。

### 【解説】

消費税では、平成26年3月までに行う課税仕入については、それが税率8%で計算されている対価であっても、5%相当額が課税仕入に係る消費税額となります。

ただし、その支払額が新税率で計算されていることが明らかである場合には、消費税相当額を一旦、仮払金として翌期に繰り延べて、翌期に8%の税率で仕入税額控除を行うことが認められます。

(例)賃料100,000円、消費税8,000円の場合

(支払時)

賃借料100,000円 / 現預金108,000円

仮払消費税8,000円

(決算時)

仮払金8,000円 / 仮払消費税8,000円

(翌期決算時)

仮払消費税8,000円 / 仮払金8,000円

また、この他、一旦5%の税率を適用して仕入税額控除を行い、翌期に仕入に係る対価の返還等を受けたものとして仕入税額控除することも認められます。

